

「検査料の点数の取扱いについて」一部訂正のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（令和元年7月9日付）として、「検査料の点数の取扱いについて」（平成30年11月30日付け保医発1130第5号）が一部訂正されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■「点数の取扱いについて」訂正された検査項目

「保医発1130第5号」				適用日 令和元年7月9日
検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
FLT3遺伝子検査	4200点	血液学的検査 125点	「D006-2」 造血器腫瘍 遺伝子検査	イ. 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。

※ 下線部が訂正されました。

※ 現時点では、検査受託することはできません。

本訂正により、従来はFLT3遺伝子の①縦列重複(ITD)変異、②チロシンキナーゼ(TKD)変異検査のどちらか一方を検査することで、実施料算定が可能でしたが、訂正後は両検査の実施が必要になります。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。